

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、海上自衛隊呉地方総監部新青山南宿舎（仮称）整備事業及び新青山中央宿舎（仮称）整備事業に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和7年4月28日

防衛大臣 中谷 元